

第14次鳥獣保護管理事業計画の策定及び 第2種特定鳥獣管理計画の改定について

1 要旨・目的

現行計画の第13次鳥獣保護管理事業計画の計画期間が今年度末に満了するため、第14次鳥獣保護管理事業計画（以下「第14次鳥獣計画」という。）を策定する。

また、下位計画である第2種特定鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びカワウ）管理計画（以下「特定鳥獣管理計画」という。）についても、計画期間が満了するため改定する。

なお、第14次鳥獣計画及び特定鳥獣管理計画は、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の環境施策の推進のために策定する広島県環境基本計画の下、生物多様性保全分野の施策実施に係る個別計画である（「5 その他」を参照）。

2 現状・背景

(1) 第14次鳥獣計画〔法定計画〕

鳥獣保護区の指定や狩猟に伴う危険防止、鳥獣の捕獲許可に係る方針及び基準等を定め、市町等関係機関と連携しながら鳥獣の保護管理及び狩猟における安全確保を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第4条に基づき策定する。

(2) 特定鳥獣管理計画〔任意計画〕

生息数（生息地）が著しく増加（拡大）している鳥獣の管理を行い、野生鳥獣と人との軋轢を解消するために、法第7条の2に基づき特定鳥獣管理計画を策定する。

現行計画は、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びカワウについて第2種特定鳥獣管理計画を策定しており、継続して管理を行う必要があるため、改定する。

なお、生息数（生息地）が著しく減少（縮小）している鳥獣の保護を行う場合は、法第7条に基づき第1種特定鳥獣保護計画を策定するが、本県においては、該当の種がないため、第1種特定鳥獣保護計画は策定していない。

3 概要

(1) 計画期間

ア 第14次鳥獣計画：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5ヶ年）

イ 特定鳥獣管理計画：令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5ヶ年）

(2) 策定に当たっての考え方

ア 第14次鳥獣計画

環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を実施するための基本的な指針」に即して鳥獣保護区の指定や狩猟に伴う危険防止、鳥獣の捕獲許可に係る方針及び基準等について、市町等関係機関の意見を聴きながら策定する。

イ 特定鳥獣管理計画

各特定鳥獣の生息状況調査に基づき、専門家や市町等関係機関の意見を聴きながら、個体群管理や生息環境管理、被害防除対策等に関する事項を取りまとめる。

(3) 根拠法令

・第14次鳥獣計画：法第4条

・特定鳥獣管理計画：法第7条の2

4 スケジュール

年 月	第14次鳥獣計画	特定鳥獣管理計画
令和8年9月	・国の基本指針公表（予定）	—
令和8年9月 ～11月	・国関係機関、県関係課、市町調整 ・原案作成	・専門家の意見聴取 ・県関係課、市町、関係団体調整 ・原案作成
令和8年12月	・関係機関への意見聴取 ・パブリックコメント	・関係市町等との協議（法定） ・利害関係人への意見聴取（法定） ・パブリックコメント
令和9年3月	・環境審議会へ諮問 ・告示、大臣への報告	

5 その他【第14次鳥獣計画及び特定鳥獣管理計画の位置づけ】

